

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月11日

【四半期会計期間】 第60期第1四半期(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

【会社名】 株式会社トーカイ

【英訳名】 TOKAI Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野木 孝二

【本店の所在の場所】 岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地

【電話番号】 (058)263-5111

【事務連絡者氏名】 取締役総務本部長兼経理本部長 堀江 範人

【最寄りの連絡場所】 岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地

【電話番号】 (058)263-5111

【事務連絡者氏名】 取締役総務本部長兼経理本部長 堀江 範人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第59期 第1四半期 連結累計期間	第60期 第1四半期 連結累計期間	第59期
	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	23,566	23,590	95,167
経常利益 (百万円)	1,453	1,412	7,242
四半期(当期)純利益 (百万円)	966	846	3,557
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	920	952	3,614
純資産額 (百万円)	40,610	43,837	43,082
総資産額 (百万円)	65,156	65,188	70,211
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	54.11	47.27	198.90
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	53.92	47.17	198.27
自己資本比率 (%)	61.9	66.9	61.0

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当社グループの主要事業が属するヘルスケア業界は、高齢者人口の増加を背景に、その市場は拡大傾向にあります。需要は堅調に拡大し、成長分野として注目を集める一方、参入事業者も多く、地域における競合や価格競争等も発生しております。

このような状況の中、当第1四半期連結累計期間における当社グループは、コアセグメントである「健康生活サービス」「調剤サービス」が前年同四半期比増収を達成、その結果、売上高は過去最高を更新しました。

「健康生活サービス」では、医療機関からのアウトソーシングを請け負う病院関連事業において、主力であるレンタル商品の拡販が好調に推移したことなどにより、増収を達成しました。また、「調剤サービス」は、処方せん受付回数増加・処方せん単価の上昇により増収を達成しました。

利益面につきましては、「健康生活サービス」のクリーニング設備製造事業と「環境サービス」の太陽光事業の減収に伴う利益減等により、営業利益・経常利益が前年同四半期比減益となりました。

また、前年同四半期には、特別利益において、負ののれん発生に伴う利益の計上をしており、四半期純利益についても前年同四半期比減益となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の連結経営成績は、売上高235億90百万円（前年同四半期比23百万円増、0.1%増）、営業利益13億43百万円（前年同四半期比32百万円減、2.3%減）、経常利益14億12百万円（前年同四半期比41百万円減、2.8%減）、四半期純利益8億46百万円（前年同四半期比1億20百万円減、12.4%減）となりました。

〔セグメント別状況〕

健康生活サービス

病院関連事業において、主力であるレンタル商品の拡販が好調に推移したほか、給食事業の新規契約獲得や、シルバー事業のレンタル売上の堅調な伸びも要因となり、「健康生活サービス」は前年同四半期比増収となりました。利益面につきましては、営業力強化のための人件費増や、クリーニング設備製造事業の減収に伴う利益減等により前年同四半期比減益となりました。

売上高	117億86百万円	(前年同四半期比 1億27百万円増、	1.1%増)
営業利益	6億66百万円	(前年同四半期比 59百万円減、	8.2%減)

調剤サービス

112店舗の事業展開となり、当第1四半期2店舗、前期8店舗の新規出店効果及び処方せん単価の上昇により前年同四半期比増収となりました。利益面につきましては、薬価改定や消費税率の引き上げによる影響はありましたが、増収に伴う利益増及び、当第1四半期連結会計期間より、連結対象子会社が1社増加したことにより、前年同四半期比増益となりました。

売上高	88億19百万円	(前年同四半期比 2億37百万円増、	2.8%増)
営業利益	8億54百万円	(前年同四半期比 60百万円増、	7.7%増)

環境サービス

前年同四半期において、太陽光事業で大口の商品販売があったことから、前年同四半期比減収減益となりました。

売上高	29億34百万円	(前年同四半期比 3億45百万円減、	10.5%減)
営業利益	1億69百万円	(前年同四半期比 36百万円減、	17.9%減)

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は651億88百万円（前連結会計年度末比50億23百万円減）、負債は213億50百万円（前連結会計年度末比57億78百万円減）となりました。純資産は438億37百万円（前連結会計年度末比7億55百万円増）、自己資本比率は66.9%（前連結会計年度末比5.9ポイント増）となりました。このうち、総資産の減少につきましては、現金及び預金が30億18百万円、並びにたな卸資産が18億35百万円減少したことなどによるものであります。負債の減少につきましては、支払手形及び買掛金が44億81百万円、並びに未払法人税等が14億83百万円減少したことなどによるものであります。また、純資産の増加につきましては、主に四半期純利益の計上などにより、利益剰余金が6億49百万円増加したことなどによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は、次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者（以下「方針決定を支配する者」といいます。）の在り方について、基本的には、株主の皆様からの自由な判断に基づいた当社株式の自由な取引を通じて決定されるべきものであると考えており、上場企業として多様な投資家の皆様に株主となっていただき、そのさまざまな意見を当社の財務及び事業の方針の決定に反映させることが望ましいと考えております。

昨今のわが国の資本市場においては、経営陣の同意なく、会社支配権の取得を意図した株式の大量買付行為が増加しつつあり、このような買付行為の中には、当社及び当社グループの顧客、取引先、地域社会及び従業員等ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、株主の皆様から十分な判断の時間や判断の材料を与えないもの等、当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして望ましくない買付行為も想定されます。

当社は、このような買付行為を行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様からのさまざまな意見を当社の財務及び事業の方針の決定に反映させようとするにあたって望ましくないものと考えております。

基本方針に関する取組み

(a) 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、以下のような取組みにより当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させることが、多様な投資家の皆様からの当社への投資につながり、結果的に、基本方針の実現に資するものと考え、これらの取組みを実施しております。

・ 事業特性及び事業の根幹に対する認識

当社は、昭和30年の創業時から快適な職場環境や住空間の創造、人々の健康の増進や福祉の向上に資することを目的に、社会に貢献できる企業を目指し50年以上にわたってさまざまな事業を展開してまいりました。現在では、医療機関や介護福祉施設等比較的体力が弱い方々が多く集まる場所で、各種の事業を展開しており、「衛生管理のプロ」としてその専門的な知識と経験を活かし、お客様にとって安心かつ安全なサービスの提供を心がけております。また、サービス業の基本は「お客様第一」に徹することと認識し、接客マナーに関する教育を徹底しております。このように、当社では事業の現場を最優先に考え、そこからお客様のニーズを的確にとらえて提供することで、当社のプレゼンスを向上させ、ひいては当社グループの持続的な企業価値の向上に努めております。

- ・ 顧客との連携及び協力体制

当社グループでは数多くの医療機関や介護福祉施設からさまざまな業務を受託しており、そのような機関や施設と一体となってその運営に携わっております。介護用品のレンタル事業におきましても、全国に400社を超える提携店に介護用品を提供するとともに、ケアマネジャー様の信頼の下、ご利用者様に介護用品をレンタルしております。そして、調剤薬局事業では、平成26年6月期末に112店舗を展開し、医療機関との緊密な連携を背景にして多くの患者様に薬を提供させていただいております。さらに、環境サービスを構成するリースキン事業でも、平成26年6月末時点で全国に1,200社を超える地方本部・代理店を有するフランチャイズ網を築いております。このような医療機関及び介護福祉施設や代理店との信頼関係は長い時間をかけて醸成してきたものであり、当事業の根幹をなすものと考えております。

- ・ 事業環境に対する取組み

高齢者人口の増加を背景に医療に対する支出が増加し続け、国家財政にとって大きな問題となっており、厚生労働省は医療や介護にかかる費用の増加を抑制するために、法律や制度の改正を重ね、当社グループを取り巻く環境は厳しいといわざるを得ません。そこで、当社グループでは、医療機関や介護福祉施設から多様な業務を受託することにより、このような収益環境の土台をなす法制度改正の荒波を乗り越えております。つまり、一つひとつの事業を独立させるのではなく、複数の事業を有機的に結合させてサービスを提供することにより、当社グループの強みを際立たせ、ひいては企業価値の向上及び株主共同の利益の向上を図っております。

- ・ さまざまなステークホルダーとの緊密な関係

当社では、株主の皆様、顧客、取引先や従業員等さまざまな関係者からの、当社グループの事業特性へのご理解と事業そのものに対してのご協力に支えられて、これまで企業価値を高めるとともに、株主の皆様の共同利益の確保・向上に努めてまいりました。この長年にわたって築いてきた協力体制を維持・発展させることをベースに、当社グループの事業の運営を進めることが極めて重要であると認識しております。従いまして、引き続きこの協力体制を継続していくことが、当社グループの企業価値を最大化し、かつ株主共同の利益に資すると確信いたしております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、基本方針に照らし不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大量買付行為について一定のルールを設ける必要があると考えております。

そこで、平成25年5月10日に開催された当社取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるための対応策として、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、「当社株式の大量買付行為への対応方針」を継続して導入することを決議し、平成25年6月27日開催の第58回定時株主総会において、承認をいただいております。

当社の取組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

(a) (a)の取組みについて

(a)の取組みは、いずれも、究極的には、当社株主共同の利益及び当社企業価値を向上させるための取組みであるため、これらの施策により、多様な投資家の皆様が当社へ投資することが期待できるという意味で、多様な株主の皆様のさまざまな意見の反映という当社の基本方針に沿うものであります。また、これらの施策は、当社の会社役員の地位の維持とは関係がありません。

(b) (b)の取組みについて

本方針の内容については、以下のような点から、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

- ・ 議決権割合が20%以上となるような大量買付者に対して事前に大量買付情報の提供、大量買付行為の是非を判断する時間の確保及び代替案の提示を受ける機会を求めることによって、大量買付者の提案に応じるか否かについて適切な判断を可能にするものです。
- ・ 対抗措置が発動される場合を、大量買付者が予め定められた大量買付ルールを遵守しない場合や、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しております。
- ・ 独立性の高い当社社外監査役及び外部の有識者を構成員とした独立委員会を設置し、対抗措置の発動を当社取締役会が判断するにあたって、独立委員会の勧告等を最大限尊重することとしております。また、当社取締役会において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。このように、当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みを備えております。
- ・ 本取組みは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に適合しております。また、デッドハンド型、スローハンド型の買収防衛策ではありません。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	57,000,000
計	57,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,020,673	18,020,673	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	18,020,673	18,020,673		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日		18,020,673		8,108		3,168

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 107,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,899,100	178,991	
単元未満株式	普通株式 14,273		
発行済株式総数	18,020,673		
総株主の議決権		178,991	

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)トーカイ	岐阜県岐阜市若宮町九丁目 16番地	107,300		107,300	0.59
計		107,300		107,300	0.59

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,352	12,333
受取手形及び売掛金	13,514	13,306
有価証券	745	743
たな卸資産	5,953	4,118
繰延税金資産	883	498
その他	942	1,294
貸倒引当金	99	103
流動資産合計	37,291	32,191
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	10,089	10,005
機械装置及び運搬具（純額）	2,627	2,701
土地	8,866	8,814
その他（純額）	3,146	3,094
有形固定資産合計	24,730	24,615
無形固定資産		
のれん	82	77
その他	735	706
無形固定資産合計	818	784
投資その他の資産		
投資有価証券	4,287	4,435
繰延税金資産	716	701
その他	2,427	2,486
貸倒引当金	60	27
投資その他の資産合計	7,370	7,596
固定資産合計	32,919	32,996
資産合計	70,211	65,188

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,003	8,522
短期借入金	2,058	2,218
1年内償還予定の社債	238	218
未払法人税等	1,610	126
賞与引当金	1,345	690
役員賞与引当金	76	17
その他	4,415	5,240
流動負債合計	22,748	17,033
固定負債		
社債	846	846
長期借入金	84	59
繰延税金負債	23	22
役員退職慰労引当金	310	260
退職給付に係る負債	1,258	1,319
その他	1,857	1,808
固定負債合計	4,380	4,316
負債合計	27,129	21,350
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,108	8,108
資本剰余金	4,709	4,709
利益剰余金	29,408	30,058
自己株式	117	117
株主資本合計	42,108	42,758
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	738	842
繰延ヘッジ損益	1	1
退職給付に係る調整累計額	2	2
その他の包括利益累計額合計	733	838
新株予約権	29	29
少数株主持分	210	212
純資産合計	43,082	43,837
負債純資産合計	70,211	65,188

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	23,566	23,590
売上原価	18,155	18,105
売上総利益	5,411	5,485
販売費及び一般管理費	4,035	4,141
営業利益	1,375	1,343
営業外収益		
受取利息	7	7
受取配当金	33	32
その他	68	63
営業外収益合計	109	103
営業外費用		
支払利息	21	17
その他	10	17
営業外費用合計	31	34
経常利益	1,453	1,412
特別利益		
負ののれん発生益	111	-
その他	-	0
特別利益合計	111	0
特別損失		
固定資産除却損	2	11
固定資産売却損	-	33
特別損失合計	2	44
税金等調整前四半期純利益	1,562	1,369
法人税、住民税及び事業税	229	141
法人税等調整額	362	379
法人税等合計	592	520
少数株主損益調整前四半期純利益	970	848
少数株主利益	3	1
四半期純利益	966	846

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	970	848
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	50	103
繰延ヘッジ損益	0	0
退職給付に係る調整額	-	0
その他の包括利益合計	49	104
四半期包括利益	920	952
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	917	950
少数株主に係る四半期包括利益	3	1

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
(連結の範囲の重要な変更)
子会社(有)レベルアップは重要性が増したため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が38百万円増加し、繰延税金負債が13百万円及び利益剰余金が25百万円減少しております。なお、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	748百万円	761百万円
のれんの償却額	7百万円	5百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	303	17.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	286	16.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	健康生活 サービス	調剤 サービス	環境 サービス	計				
売上高								
外部顧客への売上高	11,659	8,581	3,279	23,520	45	23,566		23,566
セグメント間の内部 売上高又は振替高	12	0	108	121	0	122	122	
計	11,672	8,581	3,388	23,642	46	23,689	122	23,566
セグメント利益	725	793	206	1,725	14	1,740	364	1,375

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報提供事業を含んでおりません。

2 セグメント利益の調整額 364百万円には、セグメント間取引消去5百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 370百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(重要な負ののれん発生益)

「環境サービス事業」セグメントにおいて、平成25年4月1日付の株式取得により、(株)ビルメンを当社の連結子会社である(株)ティ・アシストの完全子会社とし、連結の範囲に含めました。当該事象により、当第1四半期連結累計期間において負ののれん発生益111百万円を計上しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	健康生活 サービス	調剤 サービス	環境 サービス	計				
売上高								
外部顧客への売上高	11,786	8,819	2,934	23,541	49	23,590		23,590
セグメント間の内部 売上高又は振替高	14	0	86	100	0	101	101	
計	11,800	8,819	3,020	23,641	50	23,692	101	23,590
セグメント利益	666	854	169	1,689	18	1,708	364	1,343

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報提供事業を含んでおりません。

2 セグメント利益の調整額 364百万円には、セグメント間取引消去5百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 370百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	54円11銭	47円27銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	966	846
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	966	846
普通株式の期中平均株式数(千株)	17,869	17,913
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	53円92銭	47円17銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	62	38
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月8日

株式会社トーカイ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 圭 祐

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河 嶋 聡 史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トーカイの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トーカイ及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。